

平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります

平成20年4月から現行の老人保健制度が新しく後期高齢者医療制度に変わります。75歳以上の高齢者等の方は、この後期高齢者医療制度で医療を受けることになり、今まで加入されていた市町村の国民健康保険や、お勤め先の健康保険等の被保険者ではなくなります。

後期高齢者医療広域連合によって運営されます

後期高齢者医療制度は、後期高齢者医療広域連合（特別地方公共団体）によって都道府県ごとに運営されます。全ての市町村はそれぞれの広域連合に加入します。（湯河原町は、神奈川県広域連合に既に加入しています。）

また、広域連合の事務は、主に市町村からの派遣職員が行います。

医療機関で医療を受けるときは

国民健康保険及び被用者保険等の保険証や、老人医療受給者証は、後期高齢者医療制度が始まると使えなくなります。医療機関で医療を受けるときには、広域連合が交付する新しい被保険者証を提示してください。

その他、現行の老人保健制度と同様に様々な給付も行われる予定です。

「神奈川県後期高齢者医療広域計画」素案についての意見を募集します。パンフレットは住民課にあります。詳しくは、住民課までお問い合わせください。

新しく後期高齢者医療制度を受ける方

- ・ 75歳以上の方
 - ・ 65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり、広域連合の認定を受けた方
- 障害の認定基準は現行の老人保健制度と同様ですが、広域連合が認定します。

保険料の納付

保険料は被保険者単位で算定します。被保険者は、保険料を普通徴収または、特別徴収（年金からの天引き）の方法によって納めることになります。

保険料は被保険者一人ひとりに均等に負担していただく額（応益割額）と被保険者の算定対象所得（総所得金額 - 基礎控除）に保険料率を乗じて得た額（応能割額）の合計となります。

保険料率、賦課限度額は国で定める算定基準に基づき、広域連合が条例で定めることになります。

【問合せ】

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎045-440-6700
（ホームページ：<http://www.kouiki-rengou-kanagawa.jp/>）
湯河原町住民課 ☎63-2111（内線325～327）

児童扶養手当・特別児童扶養手当を請求されていない方へ

福祉課 内線315

【児童扶養手当】

父母の離婚、父の死亡・重度障害・生死不明・1年以上遺棄・1年以上拘禁、母が婚姻しないて生まれた児童、父母不明によって、両親と生計を同じくしていないなどの児童について手当を支給する制度です。（手当には所得などの制限があります。）



【特別児童扶養手当】

知的障害または身体障害の状態である20歳未満の児童について、手当が支給される制度です。
なお、手当が受けられる障害の程度及び所得制限があります。ただし、次のいずれかに該当する場合は、手当を受けることができません。
児童が児童福祉施設などに入所しているとき
児童が障害を理由として公的年金をうけることができるとき